

令和元年第2回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和元年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 議長の辞職	4
	(7) 議長の選挙	4
	(8) 承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし第11号の提出	6
	(9) 提案理由の説明	6
	(10) 承認第2号の説明、採決	8
	(11) 認定第1号及び第2号の説明、採決	9
	(12) 議案第8号の説明、採決	13
	(13) 議案第9号の説明、採決	14
	(14) 議案第10号及び第11号の説明、採決	15
	(15) 閉会及び閉議の宣告	16

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第13号

令和元年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年6月12日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- (1) 日 時 令和元年7月12日(金) 午後2時15分
- (2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

2 招集年月日

令和元年7月12日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

令和元年7月12日 午後2時20分開会、午後3時16分閉会

5 応招議員

1番 品川 萬里 君	3番 遠藤 忠一 君	7番 宮田 秀利 君
8番 菅野 典雄 君	9番 目黒 章三郎 君	11番 今村 裕 君
12番 渡辺 由紀雄 君	13番 片平 秀雄 君	14番 古川 庄平 君
15番 下山田 和雄 君	16番 菊地 正文 君	

6 不応招議員

2番 清水 敏男 君	4番 須田 博行 君	5番 添田 勝幸 君
6番 星 學 君		

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木 幡 浩 君	会計管理者	佐 藤 博 美 君
事務局長	河 野 義 樹 君	事務局次長	町 島 齊 君
総務課長	新 関 明 君	業務課長	関 根 修 君

10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議長の辞職
- 追加日程第 1 議長の選挙
- 日程第 6 承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし第11号の提出
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第1号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 認定第1号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第13 議案第10号 平成31年度(令和元年度)福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第11号 平成31年度(令和元年度)福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1 2 会議の経過

(1) 開会の宣告

議長（目黒 章三郎君） ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和元年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

清水 敏男 君、須田 博行 君、添田 勝幸 君、星 學 君、より欠席の届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時20分)

(2) 諸般の報告

議長（目黒 章三郎君） 日程第1「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成31年3月29日付けで米山 光喜 君、大和田 博 君より辞職願が提出され、同日付けでこれを許可しました。これにより、平成31年4月18日告示の補欠選挙が執行され、今村 裕 君が当選されました。

令和元年6月25日付けで、前後 公 君が任期満了となりました。

これにより、令和元年6月11日告示の補欠選挙が執行され、星 學 君が当選されました。

(3) 議席の指定

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された星 學 君の議席を6番、今村 裕 君の議席を11番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に8番 菅野 典雄 君、15番 下山田 和雄 君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

今回、本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（目黒 章三郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 議長の辞職

議長（目黒 章三郎君） ここで議長を交代いたします。

片平 秀雄 副議長、議長席へお着き願います

副議長（片平 秀雄君） 議長を交代いたしました。暫時議長をさせていただきます。

ご報告いたします。目黒 章三郎 議長より、議長の辞職願が提出されました。

議長の辞職については、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって、目黒 章三郎 君には辞職の許可されるまでの間、退席を求めます。

(目黒議員退席)

事務局に辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） それでは朗読させていただきます。

辞職願、今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第79条第1項の規定により願ひ出ます。

令和元年7月5日 福島県後期高齢者医療広域連合議会議長 目黒 章三郎。

福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長 片平 秀雄 様。

以上でございます。

副議長（片平 秀雄君） お諮りいたします。

目黒 章三郎 君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、目黒 章三郎 君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、目黒 章三郎 君の入室を認めます。

(目黒議員入室)

ただいま、議長の辞職について許可されましたので、告知いたします。

目黒 章三郎 君にごあいさつをいただきます。

目黒 章三郎 君、前方の演壇へ登壇願います。

(目黒議員登壇)

議員（目黒 章三郎君） 目黒章三郎でございます。

皆様の多大なるご協力をいただきまして、無事議長職を全うすることができました。

感謝、御礼を申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

(目黒議員降壇)

(7) 議長の選挙

副議長（片平 秀雄君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

追加日程第1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長に、今村 裕 君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、副議長が指名いたしました今村 裕 君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（片平 秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました今村 裕 君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました今村 裕 君が議場におられますので、当選を告知いたします。

今村 裕 議長、前方の演壇へ登壇願います。

（今村議長登壇）

議長（今村 裕君） ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長を仰せつかりました今村裕でございます。

現在、高齢者医療制度を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが推測されております。

本広域連合議会といたしましても、今後とも、被保険者の皆様が引き続き安心して医療を受け続けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様の真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様の御指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

（今村議長降壇）

副議長（片平 秀雄君） ここで、議長を交代いたします。

今村 裕 議長、議長席へお着き願います。

(今村議長登壇)

(8) 承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし第11号の提出

議長 (今村 裕君) 次に、日程第6「承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし第11号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(9) 提案理由の説明

議長 (今村 裕君) 次に、日程第7「提案理由の説明」を行います。

「承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第8号ないし第11号」を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長 (木幡 浩君) 本日、ここに、令和元年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が1件、平成30年度決算に係る認定が2件、条例の制定が2件、令和元年度補正予算に係る議案が2件の合わせて7件あります。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度については、被保険者の増加や医療の高度化に伴う医療費の増加が見込まれる中、持続可能な保険制度として安定した財政運営が求められております。

その結果、前々年度から、低所得者等に対する保険料軽減特例措置が段階的に縮小する一方、高額療養費の被保険者自己負担額の上限を上げるなど被保険者の能力に応じた負担が求められております。

また、保険者は、重症化予防事業や健康増進事業、医療費適正化事業等の実施状況が評価され、これに応じて交付金が交付される保険者インセンティブを意識した取り組みがこれまで以上に求められております。

このような状況の中、全国の広域連合で組織する協議会では、6月に厚生労働大臣に対して、後期高齢者医療制度の持続性を確保しつつ、保健事業等を通して、高齢者の健康寿命を延伸するため、国による財政支援の拡充や医療を受ける機会の確保などを要望したところであります。

本広域連合といたしましては、東日本大震災及び原子力発電所の事故により被災された被保険者に対する支援の継続など本県の実情を踏まえた意見を申し上げております。

本広域連合における主な取り組みについて申し上げます。

はじめに、医療費の動向であります。平成30年度については、被保険者が約2,300人増加しましたが、1人当たりの保険給付費は約8,400円のマイナスとなり、医療機関等への支払額は年額で、約7億円の減となっております。

これらは、薬価の改定や、被保険者の自己負担額の増加など制度的な要因によるものと、被保険者への受診状況の通知、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト二次点検の強化など広域連合が医療費の適正化に努めた結果ではないかと考えております。

続いて、保健事業の取組状況であります。第2期データヘルス計画に基づき、市町村と連携しながら事業を進めております。具体的に申し上げますと、健康診査につきましては、生活習慣病等疾病の早期発見及び重症化予防が重要であることから、受診率の向上を図り、被保険者の健康寿命の延伸につなげて参りたいと考えております。

また、口腔機能低下による誤嚥性肺炎などの疾病予防や要介護状態への進行を抑制するため、引き続き、75歳になった方を対象とする歯科口腔健診を実施してまいります。

さらに、次年度からはじまる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向けて、具体的な検討を進めてまいります。

次に、医療費の支払いや保健事業を実施する上で大切な財源となる後期高齢者医療保険料の収納状況であります。平成30年度の収納率は前年度を0.06ポイント上回る99.47%となりました。基礎財源の確保と被保険者の保険料負担の公平性を図るため、引き続き、収納対策に取り組んで参りたいと存じます。

以上、後期高齢者医療事業について申し上げましたが、本広域連合といたしましては、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村とより一層の連携を深め、制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

「承認第2号 専決処分承認を求めることについて」であります。東日本大震災に係る保険料の減免について、令和元年度分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準が新たに示されたため「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」について、所要の改正を行うため、専決処分をし、承認を求めるものであります。

「認定第1号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定について」であります。地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものであります。

「認定第2号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。前号同様に地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて認定に付するものであります。

「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」でございます。一般職の任期付職員の採用その他必要な事項を定めるため、条例案を提出するものであります。

「議案第9号 福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」でございます。会計年度任用職員の給与、費用弁償その他必要な事項を定めるため、条例案を提出するものであります。

「議案第10号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」で

ありますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,537万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億9,923万2千円とするものであります。

「議案第11号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94億7,934万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,485億3,421万8千円とするものであります。

以上、7件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(10) 承認第2号の説明、採決

議長（今村 裕君） 次に、日程第8「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

専決第1号東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） 承認第2号についてご説明いたします。

定例会議案とA4横の資料1 議案説明資料のご準備をお願いします。まず、議案書の1ページをお開きください。

本議案は、東日本大震災による被災者に係る令和元年度保険料を決定するにあたり、急を要したことから、地方自治法の規定により、令和元年7月3日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

では、資料1 議案説明資料の1ページをご覧ください。改正の趣旨は、「令和元年度分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準」が新たに示されたことから、所要の改正を行ったものです。

主な内容は1点目として保険料減免の適用期間を令和2年3月31日まで1年間延長したこと、2点目として平成29年4月1日以前に指定が解除された「旧 緊急時避難準備区域」などに居住していた世帯のうち、令和元年度上位所得層に属する被保険者については減免の対象としないとしたことです。

施行は、公布の日からです。2ページから4ページまでが新旧対照表です。

承認第2号の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（今村 裕君） それでは、承認第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） これより採決いたします。承認第2号は、これを原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

(11) 認定第1号及び第2号の説明、採決

議長（今村 裕君） 次に、日程第9「認定第1号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第10「認定第2号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） それでは、議案書の3ページをお開きください。

認定第1号「平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」につきまして、別冊の資料2-1「平成30年度各会計歳入歳出決算書」により説明いたします。決算書の4ページをお開きください。

まず、歳入について、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額11億7,439万8,000円に対して、調定額、収入済額は、ともに11億7,430万6,777円となったものです。

次に5ページの歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額11億7,439万8,000円に対して、支出済額は11億2,953万9,817円で、不用額が、4,485万8,183円となったものです。歳入歳出差引残額4,476万6,960円については、翌年度に繰り越すものです。

次に6ページ、7ページの「事項別明細書」をお開きください。歳入について、各款の収入済額で説明いたします。7ページに記載の収入済額の欄と、備考欄をご覧ください。

まず、1款「分担金及び負担金」11億1,900万円余は、構成市町村からの負担金で、制度の運営に要する共通経費です。2款「財産収入」80万円余は、借上げ公舎入居料です。3款「繰入金」はありませんでした。4款「繰越金」5,300万円余は、前年度からの繰越金です。5款「諸収入」7万8,000円余は、歳計現金の預金利子等です。

次に8ページ、9ページをお開きください。歳出について、各款の支出済額で説明いたします。

9ページの支出済額の欄と、備考欄をご覧ください。

1款「議会費」59万円余は、議会運営に要した費用です。2款「総務費」8,100万円余は、事務局長、次長、及び総務課職員の派遣職員人件費負担金及び、事務局管理運営費等です。

続いて10ページ、11ページをご覧ください。

3款「民生費」10億4,700万円余は、電算処理システム経費など事務費等の特別会計への繰出金、業務課職員の派遣職員人件費負担金です。4款「予備費」の支出はありませんでした。

次に12ページの「実質収支に関する調書」をご覧ください。

一般会計の実質収支額は、4,476万7,000円です。認定第1号についての説明は以上です。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

認定第2号「平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、「決算書」により説明いたします。

14ページをお開きください。

歳入について、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額2,414億281万2,000円に対して、調定額が2,506億3,977万6,440円。収入済額が2,506億2,306万6,726円です。

収入未済額が1,600万円余ですが、これは、保険給付費の不正・不当請求に係る返納金や、被保険者の負担割合の変更に伴う一部負担金差額に係る返還金、交通事故等に係る損害賠償金である第三者納付金です。なお、未収金につきましては、早期回収に努めて参ります。

次に15ページの歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。予算現額2,414億281万2,000円に対して、支出済額は2,379億4,621万2,210円で、不用額が34億5,659万9,790円となったものです。歳入歳出差引残額126億7,685万4,516円については翌年度に繰り越すものです。

次に16ページ、17ページの「事項別明細書」をお開きください。歳入について各款の収入済額で説明いたします。17ページの収入済額の欄と、備考欄をご覧ください。

まず、1款「市町村支出金」は、385億5,800万円余です。主な内訳は、被保険者が納付した保険料に係る負担金、低所得者等の保険料軽減分の保険基盤安定負担金、療養給付費に係る市町村負担金、健康診査事業負担金などとなっています。

2款「国庫支出金」は、858億1,300万円余です。主な内訳は、療養給付費や高額医療費に係る国庫負担金、各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情により算定される特別調整交付金、原発事故で被災した被保険者の保険料の減免及び一部負担金の免除に対する災害臨時特例補助金、低所得者等の保険料軽減に係る制度円滑運営臨時特例交付金などとなっています。

3款「県支出金」は、193億1,000万円余です。内訳は、療養給付費及び高額医療費に係る県費負担金となっております。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

4款「支払基金交付金」942億6,700万円余は、後期高齢者交付金で、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものです。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」5,100万円余は、特別高額医療費共同事業からの交付金です。これは、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合が共同で負担するもので、各広域連合からの拠出金を財源に国保中央会から交付されたものです。

6款「繰入金」9億2,300万円余は、一般会計からの事務費等繰入金です。

7款「繰越金」114億5,800万円余は、国からの療養給付費負担金など各種負担金

について、平成30年度分を精算するための償還分を含む繰越金です。

8款「県財政安定化基金借入金」について、借入はありませんでした。

9款「諸収入」2億3,900万円余は、歳計現金の預金利子、交通事故等の損害賠償金である第三者納付金、診療報酬の過誤調整金の返納金などです。

次に20ページ、21ページをお開きください。

歳出について各款の支出済額で説明いたします。21ページの支出済額の欄と、備考欄をご覧ください。

1款「総務費」7億7,600万円余は、制度運営のための経費です。主なものとしては、電算処理システム等の運用管理などに係る電算処理費、被保険者証の定期更新などに係る資格管理費、療養の給付などに係る給付管理費、レセプト点検審査委託などに係る医療費適正化等推進事業費、被保険者の健康づくりに係る特別対策事業費などです。

次に22ページ、23ページをお開きください。

2款「保険給付費」2,315億1,500万円余は、被保険者が診察等を受けた医療機関に支払う療養の給付費等で、歳出全体の約97.3%を占めております。

次に24ページ、25ページをお開きください。

3款「特別高額医療費共同事業拠出金」6,300万円余は、歳入で説明いたしました 高額の医療費に備えるための全国の広域連合による共同事業への拠出金です。

4款「保健事業費」5億5,200万円余は、市町村に委託して実施している 健康診査事業や、適正服薬指導などの健康増進事業費です。

5款「公債費」の支出はありませんでした。

6款「諸支出金」50億3,900万円余は、資格喪失などによる保険料の還付金や、療養給付費等の額の確定に伴い、国などから概算払いされていた負担金を精算した償還金等です。

次に26ページ、27ページをお開きください。

7款「予備費」の支出はありませんでした。

次に28ページの「実質収支に関する調書」をご覧ください。特別会計の実質収支額は、126億7,685万5,000円です。

次に29ページの「財産に関する調書」をご覧ください。公有財産、物品、債権、基金はありません。

続きまして30ページ以降は、平成30年度の「主要な施策の成果等報告書」です。広域連合では、保険者として保健事業や医療費の適正化事業を実施しておりますので、主な事業について説明いたします。

41ページをお開きください。

オ「医療費適正化等推進事業」ですが、この事業は、適切な医療の確保を図るとともに、医療費の適正化、保険料収納対策等の保険者機能強化を目的とした事業です。主な実施内容の(イ)については、ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額が150円以上下がる見込まれる対象者へ、差額を知らせる通知を送付するとともに、ジェネリック医薬品希望を示すためお薬手帳に貼付するシールを、新規保険加入者に送付し医療費の適正化を図ったものです。

なお、平成31年3月分のジェネリック医薬品の利用率は75.3%となり、前年の同時期と比較して4.9ポイントの増加となりました。

次に42ページをお開きください。

(ウ)のレセプト二次点検については、福島県国民健康保険団体連合会で行うレセプトの一次点検に加えて、請求内容をさらに詳細にチェックするため、業務委託により二次点検を実施しているものです。成果として、表に記載のとおり、二次点検による再審査の申出により過誤請求であると認められた金額は、1億4,100万円余となりました。

続いて、カ「後期高齢者医療特別対策事業」については、被保険者の健康づくりに資するための事業です。

長寿・健康増進事業実施市町村補助として、23市町村が実施した健康づくり教室や人間ドック費用助成など30の事業に対して費用を助成したものです。

次に46ページをお開きください。

4款「保健事業費」ですが、被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の早期発見のため、健康診査事業と健康増進事業を実施したものです。まず太字のア健康診査事業ですが、(ア)医科健康診査は市町村との委託契約により実施し、受診者数71,683人、受診率25.71%となり、昨年の受診率を0.65ポイント上回ったものです。

(イ)歯科口腔健康診査については、口腔機能の低下による疾病及び介護状態への進行を予防し、健康を保持するために実施しており、受信者数は2,375人、受診率は11.70%でした。

次に47ページのイ健康増進事業をご覧ください。

(ア)重症化予防指導については、健診結果に基づき対象者542人に対して、受診勧奨及びアンケート調査を実施した結果、149人の受診につながったものです。

次に(イ)重複・頻回受診者指導については、重複・頻回の基準に該当する454人のうち22人に対して、保健師や看護師が1回から2回訪問し、病気の状況等を確認しながら、適正な受診・服薬の指導を行ったものです。

次に(ウ)低栄養・過体重予防指導については、新規事業として低栄養の基準に該当する442人に対して受診勧奨を行い、また希望者15人に対して管理栄養士による訪問指導を実施したものです。

次に(エ)適正服薬相談については、新規事業として市町村担当職員を対象として服薬管理についての研修会を実施したものです。

認定第2号についての説明は以上です。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、審査意見書が提出されておりますので、地方自治法の規定により、合わせてご報告いたします。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（今村 裕君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、天野次宣君

監査委員（天野 次宣君） 私から平成30年度の決算の審査結果について、ご報告申し上げます。お手元の資料2-2 審査意見書1ページをご参照いただきたいと思います。去る令和元年6月25日、平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきま

して審査をいたしました。その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、適正であると認められました。

次に決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめておりますが、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上を踏まえまして、審査意見を申し上げます。本広域連合においては、今後も、後期高齢者人口の増加に伴う医療費の増加が予想されることから、引き続き医療費の適正化に努めるとともに、健全な財政運営と高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑かつ安定的な運営に取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

議長（今村 裕君） ただいまの監査委員の意見をふまえ、認定第1号及び、認定第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） なければこれより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） これより採決いたします。認定第1号及び、認定第2号はこれを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、認定案第1号及び認定第2号は、原案のとおり認定されました。

(12) 議案第8号の説明、採決

議長（今村 裕君） 次に、日程第11「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） それでは、議案第8号「福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定」について説明いたします。議案書の5ページをお開きください。議案書では6ページから11ページまでに条例案を記載しています。

それでは資料1の議案説明資料で説明いたしますので5ページをお開きください。

まず、条例制定の趣旨ですが、高齢者の特性を踏まえた保健事業を機動的かつ効果的に展開していく上で、専門性を備えた民間人材や公務員として培った知識や経験を有すると認められる者を、任期を定めて採用することにより、公務の能率的運営を確保するため、本条例を制定しようとするものです。

条例の主な内容ですが、採用の種別としては、「専門的な知識経験を考慮した採用」と「公務の能率的運営の確保を考慮した採用」になります。

まず、ア専門的な知識経験を考慮した採用として（ア）から（エ）までの4項目のいずれかの場合に適任者を採用しようとするものです。

次に、イ公務の能率的運営の確保を考慮した採用として（ア）及び（イ）の2項目のいずれかの場合に適任者を採用しようとするものです。なお、「公務の能率的運営の確保を考慮した採用」につきましては、構成市町村等の定年退職者の知恵や知識を活用する趣旨で短時間勤務の形で任用することも可能とするものです。

その他、本条例の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

施行日は、令和2年4月1日です。

議案第8号の説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（今村 裕君） それでは、議案第8号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） なければこれより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） これより採決いたします。

議案第3号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

(13) 議案第8号の説明、採決

議長（今村 裕君） 次に、日程第12「議案第9号 福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） それでは議案書の12ページをお開きください。

議案第9号「福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」についてご説明いたします。

議案書では13ページから19ページまでに条例案を記載しております。

それでは別冊の資料1の議案説明資料で説明いたしますので、7ページをお開きください。

本条例案につきましては、現行の「非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の全部改正となります。

まず条例改正の趣旨ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されることから、当該職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を内容とする条例を制定するため、改正しようとするものです。

条例の主な内容ですが、まず、会計年度任用職員を標準的な業務の量に応じて、フルタイムとパートタイムの職員とします。

そして、フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表、職務の級号給の決定について規定するほか、支給する手当として、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、退職手当を規定します。

また、パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬、期末手当、費用弁償について規定します。

その他、本条例の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

施行日は、令和2年4月1日です。

議案第9号の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（今村 裕君） それでは議案第9号の質疑を行います。

質疑をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） なければこれより討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） なければこれより採決いたします。

議案第9号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(14) 議案第10号及び第11号の説明、採決

議長（今村 裕君） 次に、日程第13「議案第10号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び、日程第14「議案第11号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、関連がありますので一括議題にしたいと思えます。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） それではまず議案第10号「令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。

補正の内容ですが、平成30年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入及び歳出予算の総額に、それぞれ1,537万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出共に8億9,923万2千円とするものです。

議案書の22ページから24ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書です。

それでは、23ページ、24ページをお開きください。

まず、上段の表、歳入ですが、4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に1,537万9千円を追加するものです。

これは、令和元年度への繰越金4,476万6千円が確定したことから、今年度の当初予算で計上していた繰越金2,938万7千円との差額を追加するものです。

次に歳出ですが、4款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に、繰越金で追加したのと同額1,537万9千円を追加するものです。

議案第10号の説明は以上です。

続きまして、議案第11号「令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

議案書の27ページをご覧ください。

補正の内容ですが、平成30年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ94億7,934万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出共に2,485億3,421万8千円とするものです。

議案書の28ページから30ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書です。

では、29ページをお開きください。

まず上段の表、歳入ですが、7款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に94億7,934万6千円を追加するものです。

これは、令和元年度への繰越金126億7,685万4千円が確定したことから、今年度の当初予算で計上していた繰越金31億9,750万8千円との差額を追加するものです。

次に歳出ですが、6款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」に53億1,357万8千円を追加し、また、7款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に、41億6,576万9千円を追加するものです。

議案第11号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（今村 裕君） それでは、議案第10号及び議案第11号の質疑を行います。質疑をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） なければこれより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） それではこれより採決いたします。

議案第10号及び議案第11号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号は、原案のとおり可決されました。

(15) 閉会及び閉議の宣告

議長（今村 裕君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和元年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時16分）